

九・一八
價格停止令とは何か

特246
810

名古屋実業組合聯合会
名古屋工商會議所内

39



0027950-000

特246-810

九・一八價格停止令とは何か

名古屋実業組合聯合会

昭和14

ADH

特246
810



九十八價格

停止令とは何か

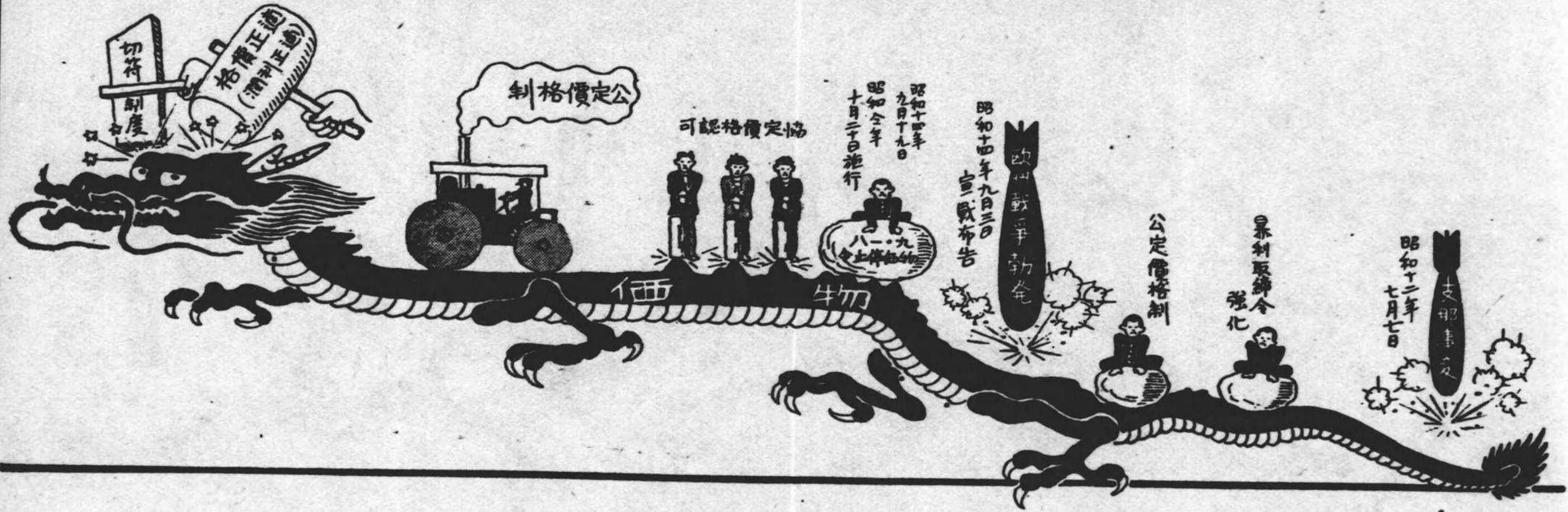


附

價格等統制令、同施行規則

商工省發表同法令の解説

るれらへ抑てしう斯は價物



物價を昇天の龍 にたとへてみる

支那事變勃發と同時に物價は恐ろしく上昇氣勢を示した。放任して置けば、どこまでも昇つて、しまひには手がつけられなくなる。それでは戦時經濟がメチャクになつて戦争目的が完遂出来ないで『その龍！ 待つた』と、まづ手近の尻尾を、物價委員會令(十三、四、二十一)地方物價委員會規則(十三、四、二十二)物品販賣價格取締規則(十三、七、九)暴利取締令(十三、七、一四改正)等の石で抑へた。

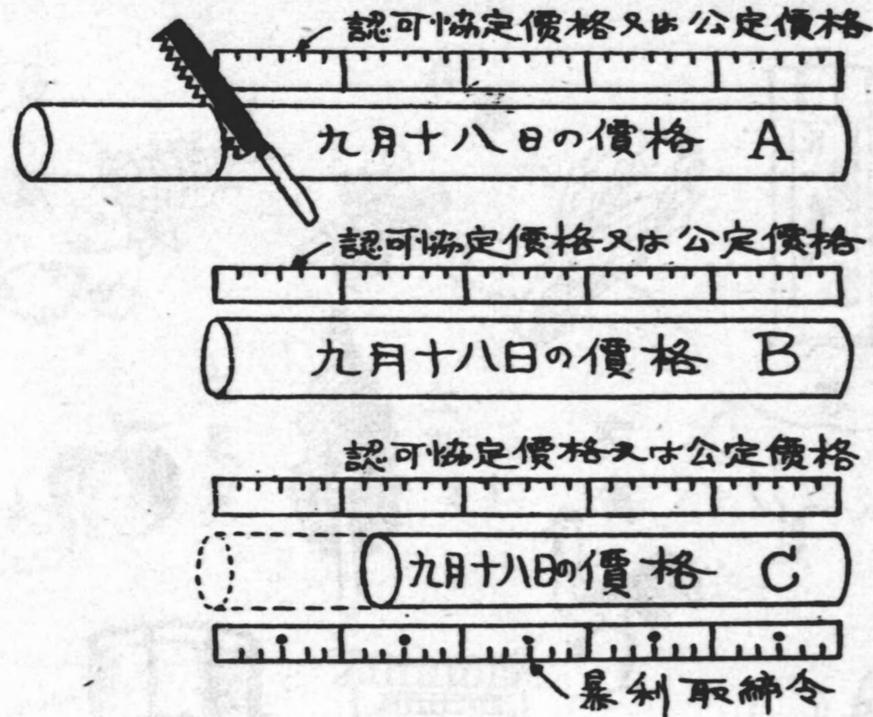
ところが第二次世界戦争勃發と共に、こんな軽い石では、どうにもならなくなつたので、こんどは物價、オイル、ストップする大きな岩石で抑へつけた。

而し、何しろ凹凸の多い岩石だけにストップ價格の平衡を計ることが出来ぬので、組合の協定價格なる千本突で、出ばつたところを突き下げることにする。

そうして大体の地肌をならして、こんどは、公定價格なるローラーで、もつと完全に仕上げやうと云ふのである。

そして更にこれでも、巧く行かないときには愈々奔龍の頭蓋骸を適正價格や適用利潤の算定又は場合によつては切符制度等を布いて打ち毀かうとするのである。

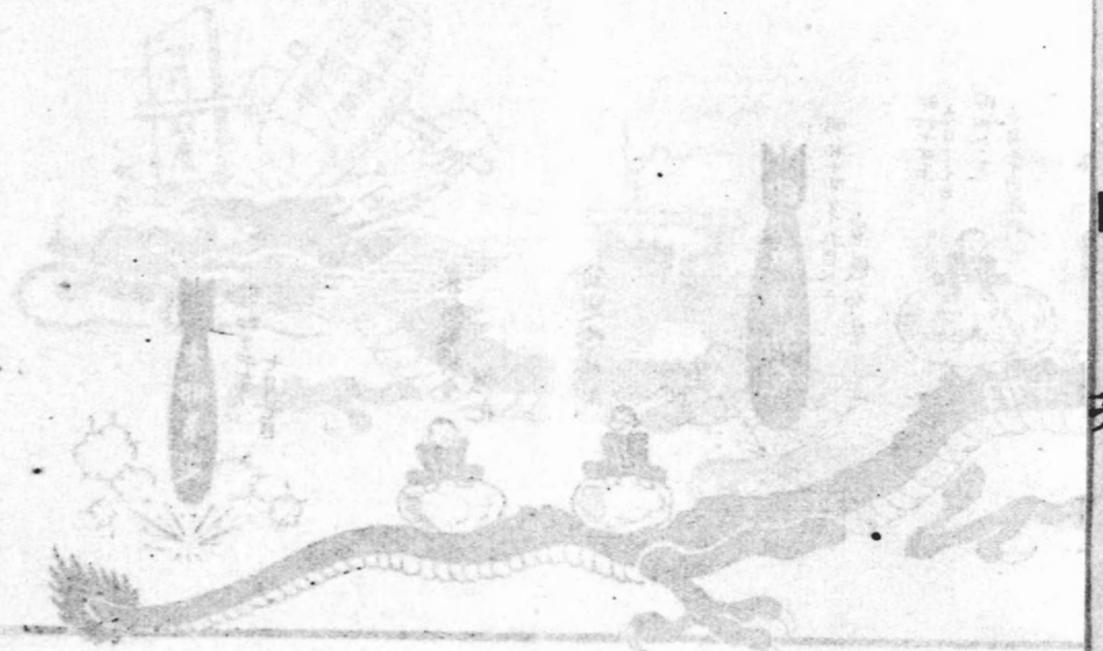
自店の販賣価格はいくりに賣るか



**九・一八價格が
不揃であつた場合**

原則として、その儘、釘付けになるのであるが、若し協定價格が認定され、また公定價格が設定された場合、それよりも高ければ、高いだけは切り捨てなければならぬ（Aの價格がその例）而しそれが同じであればその儘にてよく（Bの價格がその例）また安い場合（例へばC）は、Bの價格までに引上げて差支ない、この場合には暴利取締令は存続してゐても同令により暴利との解釋は下されぬこととなつたのである。

附録 創刊号



目次

第一号の刊行にあつた。...

第二号の刊行にあつた。...

第三号の刊行にあつた。...

第四号の刊行にあつた。...

第五号の刊行にあつた。...

第六号の刊行にあつた。...

第七号の刊行にあつた。...

第八号の刊行にあつた。...

第九号の刊行にあつた。...

第十号の刊行にあつた。...

第十一号の刊行にあつた。...

第十二号の刊行にあつた。...

第十三号の刊行にあつた。...

第十四号の刊行にあつた。...

第十五号の刊行にあつた。...

第十六号の刊行にあつた。...

第十七号の刊行にあつた。...

第十八号の刊行にあつた。...

第十九号の刊行にあつた。...

第二十号の刊行にあつた。...

第二十一号の刊行にあつた。...

第二十二号の刊行にあつた。...

第二十三号の刊行にあつた。...

第二十四号の刊行にあつた。...

第二十五号の刊行にあつた。...

第二十六号の刊行にあつた。...

第二十七号の刊行にあつた。...

第二十八号の刊行にあつた。...

第二十九号の刊行にあつた。...

第三十号の刊行にあつた。...

第三十一号の刊行にあつた。...

第三十二号の刊行にあつた。...

第三十三号の刊行にあつた。...

第三十四号の刊行にあつた。...

第三十五号の刊行にあつた。...

第三十六号の刊行にあつた。...

第三十七号の刊行にあつた。...

第三十八号の刊行にあつた。...

第三十九号の刊行にあつた。...

第四十号の刊行にあつた。...

第四十一号の刊行にあつた。...

第四十二号の刊行にあつた。...

第四十三号の刊行にあつた。...

第四十四号の刊行にあつた。...

第四十五号の刊行にあつた。...

第四十六号の刊行にあつた。...

第四十七号の刊行にあつた。...

第四十八号の刊行にあつた。...

第四十九号の刊行にあつた。...

第五十号の刊行にあつた。...

第五十一号の刊行にあつた。...

第五十二号の刊行にあつた。...

第五十三号の刊行にあつた。...

第五十四号の刊行にあつた。...

第五十五号の刊行にあつた。...

第五十六号の刊行にあつた。...

第五十七号の刊行にあつた。...

第五十八号の刊行にあつた。...

第五十九号の刊行にあつた。...

第六十号の刊行にあつた。...

第六十一号の刊行にあつた。...

第六十二号の刊行にあつた。...

第六十三号の刊行にあつた。...

第六十四号の刊行にあつた。...

第六十五号の刊行にあつた。...

第六十六号の刊行にあつた。...

第六十七号の刊行にあつた。...

第六十八号の刊行にあつた。...

第六十九号の刊行にあつた。...

第七十号の刊行にあつた。...

第七十一号の刊行にあつた。...

第七十二号の刊行にあつた。...

第七十三号の刊行にあつた。...

第七十四号の刊行にあつた。...

第七十五号の刊行にあつた。...

第七十六号の刊行にあつた。...

第七十七号の刊行にあつた。...

第七十八号の刊行にあつた。...

第七十九号の刊行にあつた。...

第八十号の刊行にあつた。...

第八十一号の刊行にあつた。...

第八十二号の刊行にあつた。...

第八十三号の刊行にあつた。...

第八十四号の刊行にあつた。...

第八十五号の刊行にあつた。...

第八十六号の刊行にあつた。...

第八十七号の刊行にあつた。...

第八十八号の刊行にあつた。...

第八十九号の刊行にあつた。...

第九十号の刊行にあつた。...

第九十一号の刊行にあつた。...

第九十二号の刊行にあつた。...

第九十三号の刊行にあつた。...

第九十四号の刊行にあつた。...

第九十五号の刊行にあつた。...

第九十六号の刊行にあつた。...

第九十七号の刊行にあつた。...

第九十八号の刊行にあつた。...

第九十九号の刊行にあつた。...

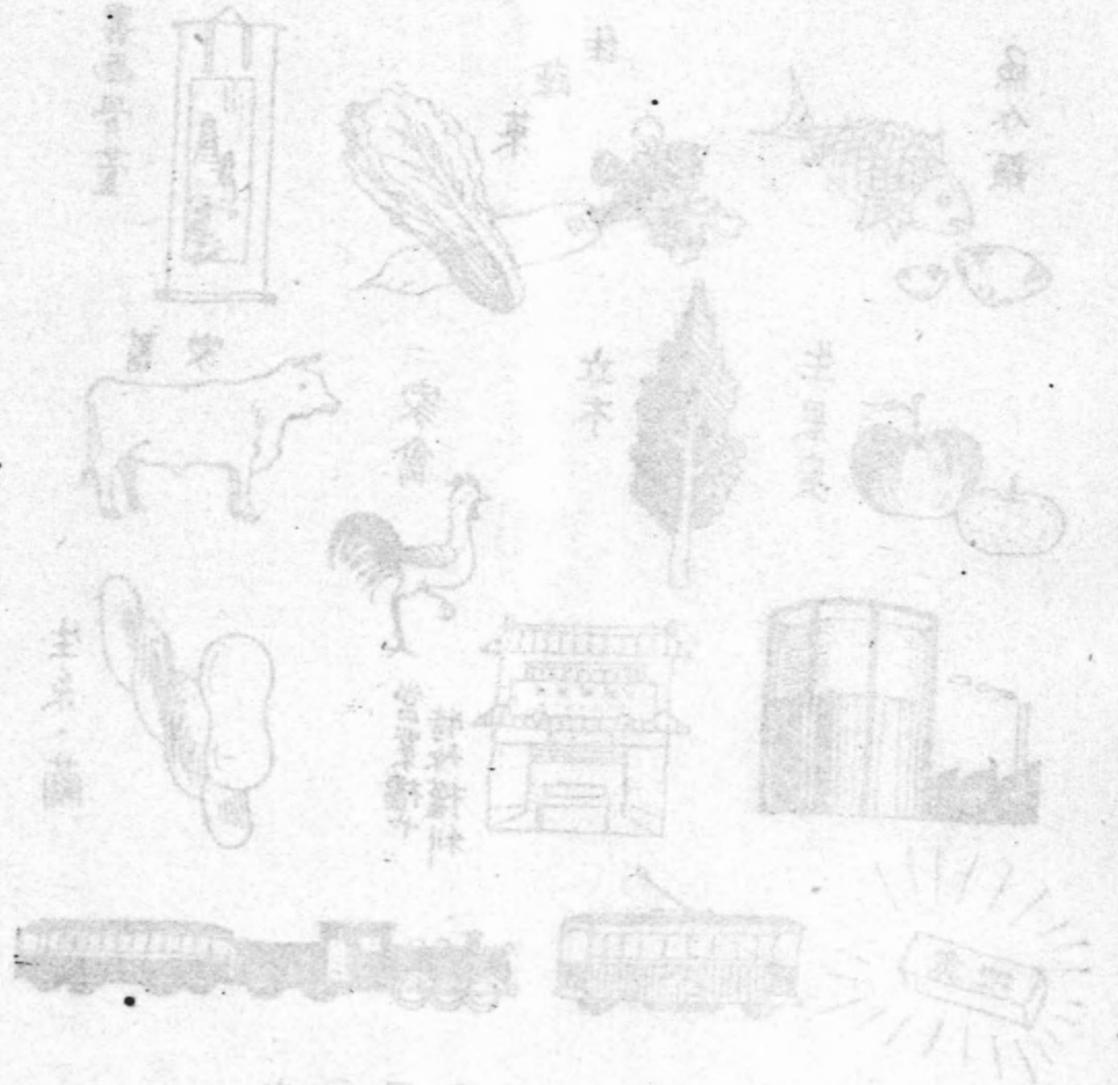
第一百号の刊行にあつた。...

引上停止から除かれたもの



価格停止から除かれたもの、詳細は統制令
 (第二條乃至第四條)及
 同施行規則(第十條)本
 書第十五頁上欄を参照
 されたい。
 株券などの有價證券
 を除いては價格停止令
 から除かれても、他の
 規則や取締によつて價
 格の公定がなし得るや
 うになつてゐる。

昭和十四年九月十九日



昭和十四年九月十九日、この日政府では全閣僚の同意を得て戦時経済対策の中核をなす物價統制に對し總動員法關係條項の全面的發動をなし強權抑制の最後の手段を斷行することに決定。直ちに次の如く發表された

九・一八價格停止令とは何か

昭和十四年九月十九日、この日政府では全閣僚の同意を得て戦時経済対策の中核をなす物價統制に對し總動員法關係條項の全面的發動をなし強權抑制の最後の手段を斷行することに決定。直ちに次の如く發表された

一、價格など統制の應急的措置として國家總動員法第六條、第十一條及び第九條に基く勅令により價格、運送賃、保管料、賃貸料、加工賃、賃金および給料につき昭和十四年九月十八日（内地の家賃および地代につきては昭和十三年八月四日、朝鮮の家賃および地代につきては昭和十三年十二月卅一日とす）の額を過えてこれを引上ぐることを禁止すること但し他の法令により最高價格などを定むる場合はこれによること、なほ特殊のものにつきては例外を認むること。

二、他の法令により價格など統制をなすものにつきては右勅令の主旨により當該法令の運用をなすこと。

三、本件の應急的措置を講ずるとともに適正價格などによる價格など統制の一

總動員法第六條 政府ハ戦時ニ際シ國家總動員上必要ナルモノニ依リ從業者ノ使用ル所ニ依リ從業者ノ賃金其ノ他ノ労働條件ニ附テ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
同第十一條 政府ハ戦時ニ際シ國家總動員上必要ナルモノニ依リ勅令ノ定ムル所ニ依リ會社ノ設立、資本ノ増加、合併、目的變更、社債ノ募集モシクハ第二回以後ノ株金ノ拂込ニツキ制限モシクハ禁止ヲ爲シ會社ノ利益金ノ處分、償却ソノ他經理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ銀

行、信託會社、保險會社
ソノ他勅令ヲモツテ指定
スル者ニ對シ資金ノ運用
ニ關シ必要ナル勅令ヲ爲
スコトヲ得
同第十九條、政府ハ戰時ニ
際シ國家總動員上必要ア
ルトキハ勅令ノ定ムル所
ニ依リ價格、運送賃、保
管料、保險料、賃賃料又
ハ加工賃ニ關シ必要ナル
勅令ヲ爲スコトヲ得

これまでは暴利取締令、物
價委員會令、地方物價委員
會規則、物品販賣價格取締
規則等によつて價格が抑制
されてゐた。

商工省では仕入原價その他
如何なる事情にあるも原則
として九・一八當時の販賣
實績を基準として價格を協
定させる方針である。従つ
て消費、生産の各府縣間に
おいて相當の摩擦は免れ得
ないが、これに對しては至
急公定價格を決定して除去
することになつたと、十一
月二日の新聞に報ぜられた
がこゝらが商相の言ふ無
理を承知の措置であらう。

層廣汎かつ急速なる實施をはかること。

以上、僅か三項ではあるが、物價のオール、スツプは確定した。猶、右の發表
と同時に阿部總理大臣は新聞紙を通じて今日の緊急措置に就て國民の協力を要望
する次の如き談話を發表した。

物價騰貴の抑制は時局下經濟政策の中心をなすものなるを以て政府はかねてこ
れが對策の實施につき鋭意努力し來りたるが物價騰貴の趨勢は依然留まる所なく
殊に價格などの公定を見たるものについてはその傾向著しく、これがわが國の財
政、經濟、産業、國民生活などに及ぼす影響憂慮すべきものあり、たまたま今次
歐洲戰亂の勃發するや物價の騰貴は更に一段の拍車を加ふるの惧れあるに至りた
るを以て、この際強力なる價格政策を速かに實施するの要、切なるものあるを痛感
せり、茲において政府は慎重考究の結果、内外諸情勢に適應したる、わが國物價の
安定を期するため應急的對策として國家總動員法の關係條項を發動し價格、運賃
賃金などの全般に亘り昭和十四年九月十八日の額を超えて引上ぐることを禁止す
るため必要な措置を講ずるとともに適正價格等による價格統制を一層廣汎かつ
急速に實施することに決定せり、よつて國民はこの際よく政府の所期するところ
を理解し苟しくも私利私欲に走ることなく嚴に思惑的行爲を戒慎し進んで遵法の
精神を發揚しわが國戰時經濟の圓滑なる運営に協力せられんことを切望す。
首相の談話によつても明かではあるが從來政府は公定價格制度を布いて物價抑

制に努力をして來たのである。だが而し、その品種が全般的でないので、その際
をくゞつて物價は容赦なく昂騰するので將來一層廣汎、かつ的確に公定價格制度
を實施せやうとの前提として一先づ物價の全面的スツプを命ぜられたものと解
してよいと思ふ。

價格停止の後に來るもの

引上げ禁止が勅令施行の日より一年間と決められて、あるのは、この措置が一年
間だけで爾後は解放されると云ふ意味ではなく、右に述べた公定價格を設定する
ための準備期間であつて期間中には全面的に適正價格が公定或は公認せられるの
である。

現に伍堂商相は西下の車中談に於て

物價停止令の施行に當つては、いろいろと實情に無理な點はあるがこれを承知
の上でやつたもので出来るだけ中央價格委員會の手によつてすべてのものに適
正價格を決める方針である。これを俟たなくとも過去に決めたものもコストの
上から無理のあるものは之れを専門委員會の手でいくらでも再検討し訂正され
たものを採用するから不合理な價格を固執するわけではない、又低物價政策上
産業界が萎縮した我國特殊の技術を持つものが萎微するに何もならないからこ
れ等に對しては特に考慮する積りである。

公指定価格のあるものを除き個々に定めることは困難なので各業者の組合毎に従来の自備価格と同様な「協定価格」を設ける。そしてその定額表を所轄署へ届けさせ、若しその価格が不審な場合は係官が調査のうえ適正価格に変更させる。而しさうでないものは各署に價格重帳を作成してそれに登録し違反防止につとめるとの情報もある。

愛知県では従来公定價格未認定品の一部については公認價格制を採用してゐたがこれら公認價格は法的根據

と述べられてゐるのに徴しても今回の針付價格が恒久的なものでないことが判る。

而して政府では大体今年の年末までには主要品の公定價格を制定し終る肚であるらしく、その制定までは民間各組合の自治的手段により協定價格を可及的多数物品に就て作らせ商工大臣の認可により公定價格と同様の性質を持たせ、公定價格制定に従ひ逐次これに乘替せしめる方針であると解して間違あるまい。

價格協定の組合は

こゝで問題は協定價格を決める組合のことであるが、政府ではこの際なるべく同業者を纏めていろ／＼な組合を拵へるやう意圖してゐるのであつてこの場合の組合は必ずしも商業組合法によるもの或ひは工業組合法によるものこの限定はせず、廣く價格協定を目的とする申合せ團體を臨時的に認めて價格協定をさせるのであつて、この種の組合はどの業種でも手軽に結成が出来、随つて協定價格も容易に決定することが出来るものと見てゐるらしい。

停止令二、三の解釋

緒、價格停止の勅令は「價格等統制令」との名稱で昭和十四年十月十八日（即ち停止期日より九一ヶ月目）猶、續いて翌十九日閣令を以て之れが施行規則が公

がないので今回當該組合から改めて再申請をさせ統制令による法的根據を付與することとなつた。尙この場合同一品種を組合毎に提出させるのは價格の統一上また審査上煩雜に堪へないから關係の同業組合は連絡協調させて歸一化を計る筈。

價格等統制令とあるは等の中に運送費、保管料、損害保険料、賃賃料、加工賃が含まれてゐるからである。

季節品の算定の仕方は、これをお正月に使ふ、シノ編のやうなものに例へるならこれは九・一八の取引値段は全然ないので假りに最近の季節である去年の暮の通り相場が一圓であつたとしたら、その一圓を一應の標準とし、これに去年の暮から九・一八當時までの間に於ける材料費、手間賃等の騰落を考慮した修正を加へてそれを九・一八價格とするのである。即ち常識的にみて五錢の値上げが至當だと考へられる時は一圓五錢が基準價格とみなされるわ

布され、愈々十月二十日から實施されることになつた。

この緊急措置があらゆる國民にとつてすこぶる重大な關係をもつてゐるにかゝはらず法令のまゝでは一般に理解し難いし、また表面に現はれた法文だけでは實際問題としてどう適用されるか解らないものも少くないので、以下これらの法令に就ての難解な點を二三解説して見やう。

季節品に就て

季節品で九・一八當時には一般賣買がなかつたり、また假りに賣買があつたとしても、賣れ残つたと云ふ理由で偶々安く賣つてゐたため、その價格を基準にして來年の出盛りの値段を抑へるのは無理だと考へられるやうなものについては、最近の季節の市場價格又は之に準ずるものに、一般價格の變動を參酌した値段を基準價格にすることになつた。

なほ田舎の小部落などのやうに店舗が二、三軒しかない所では、嚴格な意味での市場價格は存在しないから、特に「これに準ずるもの」の「いふ」句を加へて、斯ういふ店舗における極く地方的な價格でも標準にして差し支へないといふことを明かにしてある。

新製品に就て

けである。價格が著しく不當と認められる場合は大體原價計算を基準とする常識的判断で引下げ命令が行はれる。商工省では九・一八協定價格を審査認可する場合當該組合に對して九・一八以後の新規格品或は類似品は一切製造を禁止させるやう各府縣廳へ通牒を發して取締ることとなつた。(十三、十一の新聞)

賣買の途絶えてゐたものを購入する場合は下記の場合が當張り、九月十八日の市價で差支ないことになる。

統制令違反は國家總動員法第三十三條により三年以下の懲役又は五千圓以下の罰

金に處せられる尙情狀に因り懲役及罰金を併科せられる。例へば懲役一年及罰金二千圓と云ふ風な處罰をうける場合がある。

指定團體は目下、商工省は商工會議所、農林省は農會選信省は海運協會だけを指定するに止められる筈。

九月十八日以前に値上げを發表したが未だ實際取引なき場合の値段は實際によるもので、單なる發表では効力がないものと解せられる

それから兎角問題となり勝ちな新製品に就ては、これに類似する物の指定日價格に、原價の差異を參酌した値段をもつて基準價格とする。従つて、新舊製品の原價に相違がなければ同價格、新製品の原價の方が安ければ、その價格もそれだけ引下げねばならぬ。で、一部狡猾な商人が考へた新製品による變體的値上げのインチキは完全に封ぜられた譯けである。

其の他のもの

季節品、新製品以外の物で、九・一八價格を有しないもの、基準價格、例へばこれから全然新しく營業を初める人の價格などがそれである。この場合は九・一八の市場價格又はこれに準ずる價格即ち當時における普通値段をもつて、基準價格とするものである。(以上は施行規則第三條に依る)

基準價格不明の場合

而しながら季節品新製品及びそれ以外の物の基準價格を決定するところは實際問題としてはなかく困難で、業者が適正だと思つて決めた基準價格でも、後から經濟警察がみて、それを基準價格以上だと判定するやうな場合があり得ること、十分に想像される。さうなると、その業者は總動員法違反で重い處罰を受けなければならぬことになり業者は安心して商賣が出来ぬといふことになる。そ

れでは一般經濟活動の圓滑を阻害するから、施行規則はこの場合、善良な營業者を保護するための便法を設けてゐる。即ち賣り手が、地方長官或ひは主務大臣の指定する法人若くは團體に對し「この商品の基準價格は一体どの位にしたらよいか」との指示を仰いだ場合、そしてその指示された價格を忠實に守つてゐる限り、警察の方でも、それを正當な基準價格として認めて行かう、といふのである。従つて、この指示をうければ業者は安心して物を賣る事が出来るわけである。しかし、この指示は單に行政上の運用にすぎず、法律的の効力は全然ないといふ點である。だから、指定の任に當つた地方廳の役人等を欺したり、その他不正な方法によつて得た指示は何らの効力を有せないのである。だが實際に於ては指示は非常に重要な役割を示すものであるから、指示を行ふべき法人若くは團體の選定は慎重を期する必要がある。この事情に鑑み、各省は純然たる公法で國家的色彩の強いものゝみを指定團體に指定することとなつてゐる。(施行規則第三條第二項)

原料が騰つたもの

次に、原料と製品の關係から不合理な價格決定になる場合がある。即ち九月十八日の價格が安い原料で造つた物の値段であつた場合、今後は高い原料で造らなければならぬ。斯う云ふ場合値上げは認められるか——と云ふことに就ては非常

第七條但書の許可は實際問題としては仲々面倒であらう。

甲工場にて二十五銭に買ひ乙工場からは二十三銭にて買ふ、丙工場では二十銭にて買ふてゐた場合、丙工場の製品を甲工場価格にて買ふことは原則として不可。

取引先の信用状態悪化に依り従來の六十日延取引を改め現金取引となし六十日分の日歩を引き販賣するのには差支ない。而し、その利率の率が低くて實質的の値上

になれば統制令第八條に觸れる。

統制令第二條の契約は電話又は口述にて差支なきやとの問題は理論的に不可ならざるも實際的には證明する何物も残さないこととなるので後日問題の生じた場合實證材料がないので不利であらう。

【國家總動員法】

第十九條 政府ハ戦時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ價格、運送賃、保管料、保險料、賃貸料又ハ加工賃ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
〔註〕國家總動員法ト指定ナキモノ以外ハ凡テ統制令施行規則ナリ

に難かしい問題であるが、當局の意向では、かう云ふ場合でも業者の立場を救ふ爲めに基準價格を引上げるとは認めない方針であるらしい。それは今度の物價停止措置が伍堂商相の車中談にある如く戦時經濟維持の爲めに、やむなく採つた非常對策で、多少の無理は覺悟の上であるとともに、一方からいふ値上げを認める時には、すべての商品値段の針付けが不可能となる。従つて、業者には氣毒だが、お國の爲めと思つて、經營の合理化その他の方法で、これらの難局に堪へて貰ふより外仕方がない。といふにある。しかし、どうしても値上げを認めなければ差支へが起るといふやうな、萬止むを得ない事情があれば、統制令第七條第一項但書の方法によつて、行政官廳が特にこれを許可する道も開けてゐる。



未だ疑礙は盡きぬであらうが、以下、價格等統制令並に同施行規則全文を掲げ更に本稿印刷廻附後、發表された商工省の解説を末尾に添へて置いたから熟讀玩味されたい。

勅令第七百三號

價格等 統制令

同施行規則(閣令第十三號)は上欄に掲載あれば適宜照合乞ふ

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)ニ於テ南洋群島ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第十九條ノ規定ニ基キ價格、運送賃、保管料、損害保險料、賃貸料又ハ加工賃(以下價格等ト稱ス)ニ關シ必要ナル命令ヲ

【價格等統制令施行規則】

第一條 價格等統制令以下
 統制令ト稱ス第二條第一
 項但書又ハ同令第七條第
 一項但書ノ許可ノ申請ハ
 左ノ各號ノ一ニ該當スル
 場合ニ限り之ヲ爲スコト
 ナリ得

- 一 關東州、滿洲及支那
 以外ノ地ニ輸出セラル
 ルコト明カナル物ヲ賣
 買スルトキ
- 二 輸入價格ノ昂騰特ニ
 著シキ輸入品ヲ賣買ス
 ルトキ
- 三 其ノ他已ムテ得ザル
 事由アルトキ

前項ノ許可ハ價格等ノ支
 拂者又ハ受領者ノ何レカ
 一方ニ於テ之ヲ受ケルチ
 以テ足ル

第二條 前條ノ申請ヲ爲サ
 ントスル者ハ氏名又ハ名
 稱、住所又ハ主タル事務
 所ノ所在地及業務ノ種類
 並ニ左ニ掲ケル事項ヲ記
 載シタル申請書ヲ主務大
 臣（主務大臣特ニ定メダ
 ルトキハ地方長官）ニ提
 出スベシ

- 一 前條第一項第一號ノ
 場合ニ於テハ其ノ物ノ

爲スハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 價格等ハ昭和十四年九月十八日（以下指定期日ト稱ス）ニ於ケル額ヲ
 超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ閣令ノ定ムル所ニ
 依リ價格等ノ支拂者又ハ受領者ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケタル場合及本
 令施行ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付
 テハ此ノ限りニ在ラズ

- 一 注文生産品ノ價格ニ付生産者ガ生産ニ着手シタルモノ
- 二 其ノ他ノ價格ニ付買主其ノ他ノ支拂者ガ目的物ノ引渡ヲ受ケタルモノ
- 三 運送賃又ハ加工賃ニ付運送人又ハ加工者ガ目的物ノ引渡ヲ受ケタルモノ

四 保管料、損害保険料又ハ賃賃料ニ付支拂者ガ履行遲滞ニ在ルモノ

前項ノ指定期日ニ於ケル額ハ價格等ノ受領者ニ付テノ額ニ依リ受領者別ニ
 定マルモノトシ指定期日ニ爲シタル契約アル場合ハ其ノ契約額（同ジ事情
 ノ下ニ於テ數種ノ契約額アリタルトキハ其ノ最高額）、偶々指定期日ニ爲シ
 タル契約ナカリシ場合ハ契約ヲ爲シタルベキ額トス

價格等ニ付前項ノ規定ニ依ル額ナキ場合ニ於テハ閣令ノ定ムルモノヲ以テ
 指定期日ニ於ケル額トス

第三條 商工農業等ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノ閣令ノ定ムル所ニ依リ前條第

名稱、品種、數量及輸
 出セラルルコトヲ明カ
 ナラシムル事項並ニ價
 格等ノ支拂者ガ申請ヲ
 爲ス場合ニ在リテハ買
 受先、豫定買受價格其
 ノ他ノ豫定買受條件、
 豫定販賣先及豫定販賣
 價格其ノ他ノ豫定販賣
 條件、價格等ノ受領者
 ガ申請ヲ爲ス場合ニ在
 リテハ買受先、豫定買
 受價格其ノ他ノ豫定買
 受條件、販賣先及豫定
 販賣價格其ノ他ノ豫定
 販賣條件

- 二 前條第一項第二號ノ
 場合ニ於テハ其ノ輸入
 品ノ名稱、品種及數量
 並ニ價格等ノ支拂者ガ
 申請ヲ爲ス場合ニ在リ
 テハ買受先及豫定買受
 價格其ノ他ノ豫定買受
 條件、價格等ノ受領者
 ガ申請ヲ爲ス場合ニ在
 リテハ買受先、豫定買
 受價格其ノ他ノ豫定買
 受條件、販賣先及豫定
 販賣價格其ノ他ノ豫定
 販賣條件

三 前條第一項第三號ノ
 場合ニ於テハ前二號ニ
 準ズル事項及已ムテ得
 ザル事由ノ詳細

第四條 行政官廳ハ指定期日ニ於ケル額（前條第一項若ハ第二項又ハ第二十條

ノ規定ニ依リ看做サルモノヲ除ク）ガ著シク不當ト認メラルトキハ閣
 令ノ定ムル所ニ依リ其ノ額ヲ引下グルコトヲ得但シ其ノ引下實施ノ際現ニ
 存スル契約ニシテ其ノ際第二條第一項但書各號ノ一ニ該當スルモノニ對シ
 テハ影響ヲ及ボスコトナシ

前項ノ申請書ニシテ主務大臣ニ提出スベキモノハ別ニ定ムルモノヲ除ク外地方長官ヲ經由スベシ

第三條 統制令第二條第三項ノ規定ニ依リ指定期日ニ於ケル價格ノ額ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 季節品ニ付テハ最近ノ季節ノ市場價格又ハ之ニ準ズルモノニ付テハ穀物價ノ變動ヲ參酌シタルモノ

二 新製品ニ付テハ之ニ類似スル物ノ指定期日ニ於ケル市場價格又ハ之ニ準ズルモノニ付テハ價ノ差異ヲ參酌シタルモノ

三 前各號ニ掲ケル物以外ノ物ニ付テハ指定期日ニ於ケル市場價格又ハ之ニ準ズルモノ

前項各號ニ掲ケル價格ノ判定困難ナル場合ニ於テ受領者ノ申請アリタルキハ地方長官(主務大臣特ニ定メタルトキハ主務大臣)又ハ主務大臣ノ指定スル法人若ハ團體其ノ額ノ指示ヲ爲スコトヲ得前二項ノ規定ハ物以外ノ

第五條 前三條ノ規定ハ有價證券ノ價格及賃賃料、土地及建物ノ價格其ノ他閣令ヲ以テ定ムル價格等ニ付テハ之ヲ適用セズ

第六條 價格等ハ第二條乃至第四條ノ規定ニ拘ラズ他ノ法令ニ定ムル額又ハ他ノ法令ニ基ク行政官廳ノ決定、命令、許可、認可其ノ他ノ處分アリタル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ本令施行後ノ處分ハ處分實施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際第二條第一項但書各號ノ一ニ該當スルモノニ對シテハ影響ヲ及ボスコトナシ

前項ノ他ノ法令ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 前條ニ規定スル場合ヲ除クノ外行政官廳閣令ノ定ムル所ニ依リ價格等(有價證券ノ價格及賃賃料ヲ除ク以下同シ)ノ額ヲ指定シタルトキハ第二條乃至第四條ノ規定ニ拘ラズ其ノ額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ閣令ノ定ムル所ニ依リ價格等ノ支拂者又ハ受領者ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ指定ハ指定實施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際第二條第一項但書各號ノ一ニ該當スルモノニ對シテハ影響ヲ及ボスコトナシ

第八條 支拂條件、引渡條件其ノ他ノ契約條件ノ變更(第六條ニ規定スル他ノ法令ニ依ルモノ及他ノ法令ニ基ク行政官廳ノ決定、命令、許可、認可其ノ他ノ處分アリタルモノヲ除ク)ニシテ支拂者ニ不利益ト爲ルモノハ其ノ限度

モノノ價格運送賃、保管料、損害保險料、賃賃料及加工賃ノ額ニ付テハ準用ス

第四條 統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ認可ノ申請ハ左ニ掲ケル區別ニ依リ主務大臣又ハ地方長官ニ之ヲ爲スベシ

一 道府縣又ハ全國ヲ地區トスル組合其ノ他之ニ準ズルモノニ在リテハ主務大臣

二 道府縣又ハ其ノ一部ヲ地區トスル組合其ノ他之ニ準ズルモノニ在リテハ地方長官

前項ニ掲ケル組合其ノ他之ニ準ズルモノニシテ主務大臣ノ指定シタルモノニ付テハ前項各號ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ指定スル行政官廳ニ申請スベシ

第五條 前條ノ申請ヲ爲スニハ左ニ掲ケル事項ヲ記載シタル申請書ヲ提出スベシ

一 組合其ノ他之ニ準ズルモノノ名稱及地區

二 構成員(統制令第三條第一項ノ構成員ヲ謂フ以下同シ)タル資格

第九條 何等ノ名義ヲ以テスルヲ間ハズ第二條、第六條又ハ第七條ノ規定ニ依リ禁止ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第十條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ價格等ノ原價ニ關シ計算ヲ爲サシムルコトヲ得

第十一條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ生産、販賣、運送、保管、賃賃、損害保險若ハ加工ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、販賣所、倉庫、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證據ヲ携帯セシムベシ

第十二條 本令ハ左ニ掲グル價格等ニハ之ヲ適用セズ

一 取引所又ハ日本米穀株式會社若ハ朝鮮米穀市場株式會社ノ開設スル米穀市場ニ於ケル賣買取引ノ價格

二 關東州、滿洲及支那以外ノ地ト本令施行地トノ間ニ於ケル輸出入取引ノ價格及兩地域間ニ於ケル運送ノ運送賃

三 其ノ他閣令ヲ以テ定ムルモノ

第十三條 本令ハ契約ノ當事者ニシテ營利ヲ目的トシテ當該契約ヲ爲スニ非ザル

及構成員ノ概數
 三 統制令第二條第二項
 又ハ第三項ノ額ニ代ル
 ベキ額及其ノ實施ノ日
 前項ノ認可申請書ニハ左
 ノ書類ヲ添付スベシ
 一 定款又ハ規約ノ寫
 二 統制令第二條第二項
 又ハ第三項ノ額ニ代ル
 ベキ額ヲ定ムルヲ必要
 トスル事由及其ノ額ノ
 算定基礎ヲ明カニスル
 書面
 三 前條ノ申請ヲ爲スベ
 キ旨ノ決議書又ハ同意
 書ノ寫
 第六條 統制令第二條第一
 項但書若ハ第七條第一項
 但書ノ許可又ハ同令第三
 條第一項ノ認可ニハ制限
 又ハ條件ヲ附スルコトア
 ルベシ
 第七條 主務大臣又ハ地方
 長官統制令第三條第一項
 ノ認可ヲ爲シタルトキハ
 左ノ事項ヲ公示ス
 一 組合其ノ他之ニ準ズ
 ルモノノ名稱及地區
 二 構成員タル資格
 三 統制令第二條第二項
 又ハ第三項ノ額ニ代ル
 ベキ額及其ノ實施ノ日

四 認可ニ附シタル制限
 又ハ條件
 第八條 統制令第三條第二
 項ノ處分ハ同條第一項ノ
 認可ヲ爲シタル主務大臣
 又ハ地方長官處分ノ旨及
 前條各號ニ掲ケル事項ヲ
 公示スルコトニ依リ之ヲ
 爲ス
 第九條 統制令第四條ノ規
 定ニ依ル處分ハ主務大臣
 又ハ地方長官價格等ノ受
 領者ニ對シ左ノ事項ヲ通
 知スルニ依リ之ヲ爲ス
 一 價格等ノ引下後ノ額
 二 引下實施ノ日
 第十條 統制令第二條乃至
 第四條ノ規定ハ左ニ掲ケ
 ル價格等ニハ之ヲ適用セ
 ズ
 一 財團、營業及無體財
 產權ノ價格及賃貸料
 二 書賣骨董ノ價格
 三 鮮魚介類(冷凍魚介
 類及鰻ヲ除ク)生蔬菜
 及生果實ノ價格
 四 家畜ノ價格及賃貸料
 並ニ家禽及立木竹ノ價
 格
 五 輸出品タル綿絲及輸
 出品ノ原料若ハ材料ニ
 用フル綿絲(關東州)

モノニハ之ヲ適用セズ但シ當該契約ヲ爲スコトガ自己ノ業務ニ屬スル者ニ
 付テハ此ノ限りニ在ラズ
 第十四條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ閣令ヲ
 以テ之ヲ定ムルコトヲ得
 第十五條 本令ノ施行ニ關スル主務大臣ハ左ノ各號ニ定ムル所ニ依ル
 一 農林水産物ノ生産者及其ノ組織スル法人ノ販賣スル場合ノ農林水産物
 ノ價格並ニ農林水産業、專用物品ノ價格ニ關スル事項ニ付テハ農林大臣
 二 酒造税法ノ酒類並ニ酒精及酒精含有飲料税法ノ酒精及酒精含有飲料ノ
 價格ニ關スル事項ニ付テハ商工大臣及大藏大臣
 三 醫藥品ノ價格ニ關スル事項ニ付テハ商工大臣及厚生大臣
 四 運送貨並ニ運送ニ直接關聯スル保管料及賃貸料ニ關スル事項ニ付テハ
 陸上運送ニ在リテハ鐵道大臣水上運送及航空運送ニ在リテハ逓信大臣
 五 田、畑、山林及原野ノ價格及賃貸料家畜ノ賃貸料農林水産物ノ保管ヲ
 目的トスル倉庫(倉庫營業業者及商工業者ノ組織スル法人ノ營ム倉庫ヲ除
 ク)ノ保管料並ニ閣令ヲ以テ定ムル農林水産物及農林水産業專用物品ノ
 加工賃ニ關スル事項ニ付テハ農林大臣
 六 船舶ノ價格及賃貸料ニ關スル事項ニ付テハ逓信大臣但シ總噸數二十噸
 未滿ノ漁船ノ賣買價格及賃貸料ニ關スル事項ニ付テハ農林大臣及逓信大
 臣

七 兵器、彈藥、艦船等ニシテ軍機保護上必要アルモノニ關スル第二條ニ
 規定スル事項ニ付テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣
 八 前各號ノ場合ヲ除クノ外商工大臣
 九 第六條ニ規定スル法令ニ於テ規定スル價格等ニ關スル事項ニ付テハ前
 各號ニ拘ラズ當該法令ニ於ケル主務大臣
 第十六條 前條第七號ニ掲グル場合ヲ除クノ外本令中主務大臣トアルハ朝鮮ニ在
 リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官ト
 シ閣令トアルハ朝鮮又ハ臺灣ニ在リテハ總督府令、樺太又ハ南洋群島ニ在
 リテハ廳令トス
 附 則
 第十七條 本令ハ昭和十四年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及
 南洋群島ニ在リテハ昭和十四年十月二十七日ヨリ之ヲ施行ス
 第十八條 第二條乃至第四條ノ規定ハ昭和十五年十月十九日迄其ノ効力ヲ有ス但
 シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其
 ノ効力ヲ有ス
 第十九條 左ニ掲グル命令ハ之ヲ廢止ス
 昭和十四年農林省令第四十二號農林水産物及農林業水産業用品販賣價格取

- 滿洲及支那向ノモノヲ除クノ價格
- 六 生絲(玉絲及野蠶絲ヲ除ク)及繭(玉繭及屑繭ヲ除ク)ノ價格
- 第十一條 統制令第六條第二項ノ規定ニ依リ法令ヲ定ムルコト左ノ如シ
- アルコイル專賣法
- 阿片法
- 遠洋航路補助法
- 家畜保險法
- 瓦斯專賣法
- 漁船保險法
- 軌道法
- 輕金屬製造事業法
- 工作機械製造事業法
- 航路統制法
- 航空法
- 航空機製造事業法
- 小運送業法
- 索道事業規則(昭和二年逓信省令第三十六號)
- 鹽專賣法
- 鹽賣捌規則
- 何料配給統制法
- 重要肥料業統制法
- 森林火災國營保險法
- 人造石油製造事業法
- 自動車製造事業法
- 自動車交通事業法

統制規則

- 昭和十三年商工省令第二十四號綿絲販賣價格取締規則
- 昭和十三年商工省令第三十一號ステープルファイバー及ステープルファイバー絲販賣價格取締規則
- 昭和十三年商工省令第五十六號物品販賣價格取締規則
- 昭和十三年商工省令第六十三號人造絹絲販賣價格取締規則
- 昭和十三年商工省令第七十五號毛絲販賣價格取締規則
- 昭和十四年商工省令第六十三號絹紡絲販賣價格取締規則
- 昭和十三年朝鮮總督府令第二百十八號朝鮮物品販賣價格取締規則
- 昭和十三年臺灣總督府令第一百四十四號物品販賣價格取締規則
- 昭和十三年樺太廳令第六十三號物品販賣價格取締規則
- 昭和十三年南洋廳令第三十八號南洋群島物品販賣價格取締規則
- 左ニ掲グル規定ハ之ヲ削除ス
- 昭和十三年商工省令第四十五號皮革配給統制規則第九條及第十條
- 昭和十四年朝鮮總督府令第三十一號(昭和十二年法律第九十二號第二條規定ニ依ル皮革ノ配給統制ニ關スル件)第八條及第九條
- 昭和十三年臺灣總督府令第八十四號皮革配給統制規則第五條及第六條
- 昭和十四年樺太廳令第三十六號皮革配給統制規則第六條及第七條

- 石油業法
- 製鐵事業法
- 粗製樟腦樟腦油專賣法
- 倉庫業法
- 煙草專賣法
- 煙草賣捌規則
- 中央卸賣市場法
- 地方鐵道法
- 電力管理法
- 電氣事業法
- 電力調整令
- 鐵道營業法
- 鐵道運輸規程
- 農業保險法
- 農業倉庫專賣法
- 米穀配給統制法
- 米穀配給統制法
- 酪農業調整法
- 臨時肥料配給統制法
- 硫酸アンモニア増産及配給統制法
- 臨時船舶管理法
- 昭和十二年法律第九十二號(輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律)
- 第十二條 統制令第七條ノ規定ニ依ル額ノ指定ハ主務大臣之ヲ爲スモノトス但シ主務大臣ニ於テ地方長官ガ額ノ指定ヲ爲スベキ旨ヲ定メタルモノニ付

前二項ニ掲グル命令及規定ハ本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ本令施行後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

- 第二十條 左ニ掲グル規定ニ依ル農林大臣、商工大臣、朝鮮總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官ノ指定シタル日ニ於ケル販賣價格ハ之ヲ第二條ノ指定期日ニ於ケル額ト看做ス
- 昭和十四年農林省令第四十二號農林水產物及農林水產業用品販賣價格取締規則第一條
- 昭和十三年商工省令第五十六號物品販賣價格取締規則第一條
- 昭和十三年朝鮮總督府令第二百十八號朝鮮物品販賣價格取締規則第一條
- 昭和十三年臺灣總督府令第一百四十四號物品販賣價格取締規則第一條
- 昭和十三年樺太廳令第六十三號物品販賣價格取締規則第一條
- 昭和十三年南洋廳令第三十八號南洋群島物品販賣價格取締規則第一條
- 第二十一條 左ニ掲グル規定ニ依リ農林大臣、商工大臣、朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官、南洋廳長官、地方長官、朝鮮總督府道知事、台灣總督府州知事若ハ廳長又ハ南洋廳支廳長ノ爲シタル販賣價格指定又ハ許可ハ第二條第一項但書又ハ第七條第一項ノ規定ニ依リ各相當ノ行政官廳ノ爲シタル價格ノ額ノ指定又ハ許可ト看做ス但シ閣令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得
- 昭和十四年農林省令第四十二號農林水產物及農林水產業用品販賣價格取締規則

ナハ地方長官額ノ指定ヲ
爲スモノトス
第十三條 統制令第七條ノ
規定ニ依ル額ノ指定ハ告
示ニ依リテ之ヲ爲ス但シ
軍機保護上告示ヲ不適當
トスルモノニ付テハ價格
等ノ受領者ニ對スル通知
ヲ以テ之ニ代フルコトヲ
得

【國家總動員法】
第三十一條 政府ハ國家總
動員上必要アルトキハ命
令ノ定ムル所ニ依リ報告
ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシ
テ必要ナル場所ニ臨檢シ
業務ノ狀況若ハ帳簿書類
其ノ他ノ物件ヲ檢査セシ
ムルコトヲ得

【價格等統制令施行規則】
第十四條 統制令第十一條
第一項ノ行政官廳ハ主務
大臣又ハ地方長官トス
同條第二項ノ證票ハ別記
様式ニ依ル

別記様式(用紙ノ大サハ日
本標準規格A7トシ中央點
線ノ所ヨリ二ツ折ト爲ス)
(表面)

價格等統制令第十一
條ノ規定ニ依ル證票

(裏面)
第 號 昭和年月日交付
當該官廳印
官 職 氏 名

(此處ニ左ノ規程ヲ掲ケ)

縮規則第一條

- 昭和十三年商工省令第二十四號縮絲販賣價格取締規則第一條第二項
- 昭和十三年商工省令第三十一號ステープルファイバー及ステープルファイバー絲販賣價格取締規則第一條第二項
- 昭和十三年商工省令第四十五號皮革配給統制規則第九條
- 昭和十三年商工省令第五十六號物品販賣價格取締規則第一條
- 昭和十三年商工省令第六十三號人造絹絲販賣價格取締規則第一條第二項
- 昭和十三年商工省令第七十五號毛絲販賣價格取締規則第一條第二項
- 昭和十四年商工省令第六十三號絹紡絲販賣價格取締規則第一條第二項
- 昭和十三年朝鮮總督府令第二百十八號朝鮮物品販賣價格取締規則第一條
- 昭和十四年朝鮮總督府令第三十一號(昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依ル皮革ノ配給統制ニ關スル件)第八條
- 昭和十三年臺灣總督府令第八十四號皮革配給統制規則第五條
- 昭和十三年臺灣總督府令第一百十四號物品販賣價格取締規則第一條
- 昭和十三年樺太廳令第六十三號物品販賣價格取締規則第一條
- 昭和十四年樺太廳令第三十六號皮革配給規則第六條
- 昭和十三年南洋廳令第三十六號南洋群島物品販賣價格取締規則第一條

様式第一號ノ一(價格等ノ支拂者ガ申請スル場合)

價格等統制令施行規則第一條第一項第一號ニ依ル許可申請書(三都提出ノコト)

價格等統制令第二條(又ハ第七條)第一項但書ニ依ル許可申請書

輸出セラルベキ何々ヲ左記ニ依リ購入致度候條價格等統制令第二條第一項但書(又ハ第七條第一項但書)ノ御許可相成度同令施行規則第一條第一項ノ規定ニ依リ此段及申請候也

- 記
- 一、購入スル物ノ名稱及ビ品種
 - 二、購入數量
 - 三、買受先
 - 四、豫定買受價格其ノ他ノ豫定買受條件
 - 五、豫定販賣先
 - 六、豫定販賣價格其ノ他ノ豫定販賣條件
 - 七、輸出セラルルコトヲ明カナラシムル事項
- 昭和 年 月 日

住所又ハ主タル
事務所ノ所在地
業務ノ種類
商工大臣 殿

氏名又ハ名稱 團

(以下必ズ七、八行ノ空欄ヲ設クルコト)

國家總動員法第三十一條
 政府ハ國家總動員上必要
 アルトキハ命令ノ定ムル
 所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ
 當該官吏ヲシテ必要ナル
 場所ニ臨檢シ業務ノ狀況
 若ハ帳簿書類其ノ他ノ物
 件ヲ検査セシムルコトヲ
 得

國家總動員法第四十二條
 第三十一條ノ規定ニ依ル
 當該官吏ノ検査ヲ拒ミ妨
 ゲ又ハ忌避シタル者ハ六
 月以下ノ懲役又ハ五百圓
 以下ノ罰金ニ處ス

價格等統制令第十一條 行
 政官廳必要アリト認ムル
 トキハ國家總動員法第三
 十一條ノ規定ニ依リ生産
 販賣、運送、保管、賃貸
 損害保險若ハ加工ニ關シ
 報告ヲ徴シ又ハ當該官吏
 ナシテ工場、事業場、販
 賣所、倉庫、事務所其ノ
 他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ
 狀況若ハ帳簿書類其ノ他
 ノ物件ヲ検査セシムルコ
 トヲ得
 前項ノ規定ニ依リ當該官
 吏ヲシテ臨檢検査セシム
 ル場合ニ於テハ其ノ身分
 ナシテ證明票ヲ携帯セシム

様式第一號ノ二(價格等ノ受領者ガ申請スル場合)

價格等統制令施行規則第一條第一項第一號ニ依ル許可申請書(三部提出ノコト)

價格等統制令第二條(又ハ第七條)第一項但書ニ依ル許可申請書

輸出セラルベキ何々左記ニ依リ販賣致度候條價格等統制令第二條第一項但書(又ハ第七條第一項但書)ノ御許可相成度同令施行規則第一條第一項ノ規定ニ依リ此段及申請候也

記

- 一、販賣スル物ノ名稱及ビ品種
- 二、販賣數量
- 三、販賣先
- 四、豫定販賣價格其ノ他ノ豫定販賣條件
- 五、輸出セラルルコトヲ明カナラシムル事項

昭和 年 月 日

住所又ハ主タル
 事務所ノ所在地
 業務ノ種類

商工大臣

氏名又ハ名稱 團

(以下必ズ七、八行ノ空欄ヲ設ケルコト)

様式第二號ノ一(價格等ノ支拂者ガ申請スル場合)

價格等統制令施行規則第一條第一項第二號ニ依ル許可申請書(三部提出ノコト)

價格等統制令第二條(又ハ第七條)第一項但書ニ依ル許可申請書

輸入品何々左記ニ依リ購入致度候條價格等統制令第二條第一項但書(又ハ第七條第一項但書)ノ御許可相成度同令施行規則第一條第一項ノ規定ニ依リ此段及申請候也

記

- 一、購入スル輸入品ノ名稱及ビ品種
- 二、購入數量
- 三、買受先
- 四、豫定買受價格其ノ他ノ豫定買受條件
- 五、輸入價格ノ昂騰特ニ著シキ事情ヲ明カナラシムル事項

昭和 年 月 日

住所又ハ主タル
 事務所ノ所在地
 業務ノ種類

商工大臣

氏名又ハ名稱 團

(以下必ズ七八行ノ空欄ヲ設ケルコト)

第十五條 統制令第十二條
 第三號ニ掲ケル價格等ハ
 左ニ掲ケルモノトス
 一 私設保稅工場設置ノ
 特許ヲ受ケタル者ニシ
 テ明治三十七年勅令第
 百九號第一條第三項ノ
 規定ノ適用ヲ受ケタル
 モノガ同項ニ規定スル
 事由ニ因リ當該保稅工
 場ノ作業ニ使用スル物
 品ノ買入價格
 二 金地金、金ノ合金、
 金ヲ主タル材料トスル
 物及産金法ノ含金産
 物ノ價格並ニ金資金特
 別會計法ニ依リ金資金
 ヲ運用スル場合ノ物ノ
 價格
 三 國營ノ鐵道軌道及自
 動車並ニ其ノ附帶ノ業
 務ニ關スル運送賃、賃
 賃料及保管料
 四 統制令施行地以外ノ
 地相互間(關東州、滿
 洲及支那ノ各地相互間
 ナ除ク)ニ於ケル運送
 ノ運送賃
 五 統制令施行地以外ノ
 地ヘ支拂ヒ又ハ統制令

施行地以外ノ地ヨリ受領スル保險料(統制令施行地ト關東州、滿洲又ハ支那トノ間ノ運送ニ對スル貨物ノ保險又ハ航海ニ對スル船舶ノ保險ノ保險料ヲ除ク)及統制令施行地以外ノ地(關東州、滿洲及支那ヲ除ク)相互間ノ運送ニ對スル貨物ノ保險又ハ航海ニ對スル船舶ノ保險ノ保險料

七、再保險料

日本船舶ニ非ザル船舶ノ貨賃料

第十六條 第二條第一項又ハ第五條ノ規定ニ依リ提出スベキ申請書及之ニ添付スベキ書類ハ各二通ヲ提出スベシ

第十七條 主務大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ價格等ノ支拂者若ハ受領者又ハ組合其ノ他ノ標準ズルモノヲ指定シ其ノ第二條第一項又ハ第五條ノ規定ニ依リ提出スベキ申請書及之ニ添付スベキ書類ニ關シ別段ノ指示ヲ爲スコトヲ得

主務大臣必要アリト認ム

ルトキハ價格等ノ支拂者若ハ受領者又ハ組合其ノ他ノ標準ズルモノヲ指定シ本令ニ定ムルモノノ外必要ナル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

第十八條 統制令第十五條第五號ノ加工賃ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、米穀其ノ他ノ穀物ノ粉摺賃及乾燥賃

二、炭燒賃

三、生絲挽賃

四、肥料ノ加工賃

第十九條 本令ニ於テ主務大臣、主務大臣又ハ地方長官、地方長官トアルハ陸上運送貨物ニ陸上運送ニ直接關聯スル保管料及賃賃料ニ關スル事項ニ付テハ第四條第一項第一號ノ場合ヲ除クノ外地方鐵道事業、軌道事業(人力又ハ馬力ヲ動力トスルモノヲ除ク)及自動車運輸事業ニ在リテハ鐵道大臣、人力又ハ馬力ヲ動力トスル軌道事業ニ在リテハ起點所在地ヲ管轄スル地方長官、小運送業ニ在リテハ所管鐵道局長、其ノ他ノ陸上運送事業ニ在リテ

様式第二號ノ二(價格等ノ受領者ガ申請スル場合)

價格等統制令施行規則第一條第一項第二號ニ依ル申請許可書(三部提出ノコト)

價格等統制令第二條(又ハ第七條)第一項但書ニ依ル許可申請書

輸入品何々ヲ左記ニ依リ販賣致度候條價格等統制令策二條策一項但書(又ハ策七條第一項但書)ノ御許可相成度同令施行規則第一條第一項ノ規定ニ依リ此段及申請候也

記

- 一、輸入品ノ名稱及ビ品種
- 二、販賣數量
- 三、買受先
- 四、豫定買受價格其ノ他ノ豫定買受條件
- 五、販賣先
- 六、豫定販賣價格其ノ他ノ豫定販賣條件
- 七、輸入價格ノ昂騰特ニ著シキ事情ヲ明カナラシムル事項

昭和 年 月 日

住所又ハ主ナル事務所ノ所在地
業務ノ種類

商工大臣

氏名又ハ名稱

(以下必ズ七八行ノ空欄ヲ設クルコト)

様式第三號

價格等統制令施行規則第一條第一項第三號ニ依ル許可申請書(三部提出ノコト)

價格等統制令第二條(又ハ第七條)第一項但書ニ依ル許可申請書

何々ヲ左記ニ依リ購入(又ハ販賣)致度候條價格等統制令第二條第一項但書(又ハ第七條第一項但書)ノ御許可相成度同令施行規則第一條第一項ノ規定ニ依リ此段及申請候也

記

- 一、購入(又ハ販賣)スル物ノ名稱及ビ品種
- 二、購入(又ハ販賣)數量
- 三、買受先
- 四、豫定買受價格其ノ他ノ豫定買受條件
- 五、豫定販賣先
- 六、豫定販賣價格其ノ他ノ豫定販賣條件
- 七、己ムテ得ザル事由ノ詳細

昭和 年 月 日

住所又ハ主ナル事務所ノ所在地
業務ノ種類

商工大臣

氏名又ハ名稱

(以下必ズ七八行ノ空欄ヲ設クルコト)

ハ主タル事業地ヲ管轄スル地方長官(東京府ニ於テハ警視總監但シ案道事業ニ在リテハ東京府知事及警視總監)トス但シ第十四條ノ場合ニ在リテハ地方鐵道事業、軌道事業(人力又ハ馬力ヲ動力トスルモノヲ除ク)及自動車運輸事業ヲ除ク外鐵道大臣及小運送業ニ在リテハ當該鐵道局長、其ノ他ノ陸上運送事業ニ在リテハ當該地方長官(東京府ニ於テハ人力又ハ馬力ヲ動力トスル軌道事業ヲ除ク)ノ外警視總監但シ案道事業ニ在リテハ東京府知事及警視總監)トス

本令ニ於テ主務大臣、主務大臣又ハ地方長官、地方長官トアルハ船舶ノ價格、貨貨料及水上運送貨格、貨貨料ニ付テハ總噸數百噸以上ノ汽船以外ノ船舶ノ賣買價格、貨貨料及運送貨格ニ長サ五十米未滿ノ船舶ノ製造價格ニ在リテハ所轄通信局長其ノ他ニ在リテハ通信大臣トス但シ專ラ湖川ヲ航行スル船舶及總噸數二十

噸未滿ノ船舶(浮船曳船及總噸數五噸以上ノ運送船ヲ除ク)ノ賣買價格、貨貨料及運送貨格ニ總噸數五噸未滿ノ船舶ノ製造價格ニ在リテハ地方長官(東京府ニ於テハ運送貨格ニ在リテハ東京府知事及警視總監)トス

本令ニ於テ地方長官トアルハ醫藥品ノ價格ニ關スル事項ニ付テハ東京府ニ於テハ東京府知事及警視總監トス

附則
本令ハ昭和十四年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

部 令

申請書記載ニ關スル注意事項等ニ就テ

- 一、物品ノ名稱及ビ品種ハ出來得ル限り其ノ物ヲ特定シ得ル様記載スルコト
- 二、販賣先又ハ買受先ニ關シテハ個々ノ人格ヲ明示スルコトトシ法令又ハ組合等ノ自治的統制規程ニテ其ノ商品ノ販賣過程ノ確定セラレ居ル場合ハ其ノ旨ヲ附記スルコト
- 三、其ノ他ノ豫定販賣條件又ハ豫定買受條件ニハ引渡條件、支拂條件等ヲ記載スルコト
- 四、法人ガ申請ヲ爲ス場合ハ必ズ法人ノ代表者タルコトヲ證スル書面ヲ添附スルコト
- 五、代理人ノ申請書ニハ必ズ委任狀ヲ添附スルコト
- 六、業務ノ種類ニハ砂糖小賣業、ペニヤ板卸賣業、毛織物生産業等ト必ズ其ノ業態ヲ示スコト
- 七、法令又ハ組合等ノ自治的統制規程等ニ依リ申請人タリ得ベキ販賣者ガ特定組合ノ組合員ニ特定セラレ居ルトキハ申請書ニ(何々組合員)ト記載スルコト
- 八、前項ノ組合ニハ必ズ組合員タルコトヲ證スベキ證明書ヲ添附スルコト(證明書ノ様式ハ別記ノ通り)
- 九、輸入價格ノ昂騰特ニ著シキ事情ニ付テハ其ノ事情ヲ證スベキモノアルトキハ之ヲ添附スルコト

別記

證明

住所又ハ主タル事務所ノ所在地
氏名又ハ名稱
昭和 年 月 日
何々組合理事長 何 某

様式第四號(組合ガ協定價格ヲ申請スル場合)

價格等統制令施行規則第五條ニ依ル認可申請書(二部提出ノコト)

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依ル認可申請書

價格等統制令第二條第二項(又ハ第三項)ノ額ニ代ルベキ額ヲ本組合ニ於テ左記ノ通相定候條御認可相成度候統制令施行規則第五條ノ規定ニ依リ此段及申請候也

記

- 一、組合其ノ他之ニ準ズルモノノ名稱及地區
- 二、構成員(統制令第三條第一項ノ構成員ヲ謂フ)タル資格及構成員ノ概數
- 三、統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日
- 四、添附書類

イ、定款又ハ規約ノ寫

ロ、統制令第二條第二項又ハ第三項ニ代ルベキ額ヲ定ムルヲ必要トス理由及其ノ額ノ算定基礎ヲ明カニスル書面

ハ、本申請ヲナスベキ旨ノ決議書又ハ同意書ノ寫

昭和 年 月 日

住所又ハ主タル事務所ノ所在地

組 合 名

代表者名

愛知縣知事

特 別 附 録

商工省發表

價格等統制令の解説

本書は勅令並に閣令公布と同時に執筆したるが、發行準備、校正等に手間取り豫定の發行日を延期するの止むなきに至つたのである。然るにその間、商工省より週報第百五十九號を以て責任ある解説が發表されたので、多少重複のきらひはあるが、之れを轉載し解説の完璧を期することにした。

▼價格等統制令の範圍 ▲

價格等統制令は國家總動員法第十九條の規定に基づく勅令で、その第一條に「價格、運送賃、保管料、損害保険料、貸賃料又は加工賃」と掲げてこの範圍をもつて本令の對象とするといふことをはつきりと書いて居ります。

この「價格」といふ字の意義、範圍がぼんやりして居りますが、これはその下に「運送賃、保管料、損害保険料、貸賃料又は加工賃」と列べてあるところから見ますと、經濟學にいふところの價格といふものの全般を含むわけではありませぬ。經濟上からいへば、運送賃も保管料も、保険料、貸賃料又は加工賃もすべて

本文原稿締切後發表になつた、勅令、閣令の細部に亘る運用方針を上欄に摘記して参考に供することとした。

協定價格は

この方針で認可

地方長官の認可する協定價格（統制令第三條第一項同施行規則第四條一項）に就ては次の方針によるべき旨が商工次官通牒で明かにされた。（十四、十三）それによるとまづ指定期日における價格は同業者の大多數のもの、中庸値段を最高標準とし更にモノの流出偏在を防ぐ爲隣接地區の同種協定價格との均衡も考慮の中に加へて認可すること。

次に多數の不者を平生せしめない爲めなるべく組合員等の過半数が同意せる協定價格とすること。一旦認可した價格と雖も當該組合等より變更認可の申請があつた場合はこれを

價格でありますからかう列べて書いてある以上はいま少し制限的に解釋しなければならぬものです。また逆に物の價格と限定しない點から云へば物價に限らずいまいふものかといふと、サーヴィス料とか手間賃或ひは廣告料といったやうなものも考へて居ります。

「加工賃」の意義は、これも勅令ならびに閣令に何等説明的の規定がありませんので、大體民法の解釋によるよりほかないと思ひますが民法の解釋に従へば、加工とは他人の動産に工作を加へ新品となすことによつて受取る代金が即ち加工賃といふことになるわけです。修繕料を含むか含まないかといふことについてはいろいろの疑問がありますが、國家總動員法におきましては「修理」といふ言葉が他の條文にも隨所に見えますので加工賃には修繕料は含まないと解釋するのが正しいと思ひます。

▼物價停止の效果 ▲

何故九月十八日といふ日で一般の價格等を釘付けにしたかとの理由は十月十一日號の週報にもありますやうに、この大方針を決定し發表したその前日、即ち九月十八日といふ日を押へたわけでありましてその外に格別の意味はありません。ではこの釘付けの結果どんなことになるかといふと、この九・一八價格を超え

認可し得るが而し認可指令には物價調整上必要あるときは認可を取消すことがあつたれば此等の方法を適當に運用すること。

協定價格の認可を爲した場合はその都度價格統制令施行規則第七條の公示事項を商工省に報告すること。協定價格認可制度は物價政策に對する營業者の協力制度の具体化したるものなるにより、進んで低物價政策に協力する意味に於て價格を協定し向かつ進んでその協定の履行を誓ふやう指導し萬一營業者が本制度を濫用し不當に價格の釣上げ協定をなすが如きことなき標十分注意すること。以上がお達しの大要であるが、最後の項目などは兎角陥り易い弊害を豫見し十二分の注意を喚起したもので、この機を利用して價格を巧みに引上げやうとする奸策が封じられた譯けである。

産組價格や非組合員の價格はどうするか

全國商工課長會議の結果停止令適用の打合事項は大體次の通りであつた。産業組合の取扱ひ商品は何れも九・一八價格實績の適用を受けることになつたが、尙取締り不便が少くないので一齊に生産者販賣價格にせらばいと満場一致の要望に對し本省では慎重調査の上善處を約された。適用除外許可権は一見して明かなものは一々本省の許可申請の勞を省くため地方長官に附與せられるやう要望されたが問題が重大だから原則として主務大臣で行ひ、特別の場合のみ地方長官の許可となつた。而し漸次經驗を重ねた上で地方廳に移されることとなる。協定價格の提出は自發的に出來得る得り尙早に業者より申請して貰ふ方針で、認可と同時に同一地區内の非組合員に適用させて一率に取締る事になつた。輸出品の加工賃は間接輸出業者に最高價格適用を除

て契約し、支拂ひ又は受領することが出來ない(第二條)こととなるのであります。

この價格を超えては、まづ第一に本令施行後は契約することが出來ないのであります。即ち履行前と雖も、契約のみでも違反行爲は成立するといふことであります。第二には、本令施行前の契約に基づく支拂と雖も出來ないといふことであります。第三には、本令施行前の契約に基づく受領と雖もこれをなすことが出來ない。即ち此の契約し、支拂ひ又は受領することを得ずいふのは買主の方もい兼ね。賣主の方もい兼ねと、兩方を抑へる意味と、それは本令施行前の契約に基づくものでもい兼ね、といふ二つの意味を現はして居るわけでありませう。第四に本令施行前に代金、料金等の授受をなしてしまつたものは、本令施行後と雖も目的物の引渡をなして差支へない。この點は物品販賣價格取締規則と若干趣を異にしてゐまして、問題は金錢の授受を標準にして居るといふことであります。

大體原則はかういふ具合になつて居りますが、いま述べた第二、第三の場合については多少苛酷の嫌ひがあるので、いろいろの非難があるわけでありませう。しかし本令施行前の契約の履行も出來ないやうにするといふ趣旨は、もし本令施行前の契約に基づくものは一切従前通りで差支ないといふことに致しますと、契約そのものは當事者間で自由に遡及させて脱法行爲をなさしめるやうな結果になりますので、やむを得ずかういふ處置をとつたわけであります。

したがつて注文生産品の價格について生産者が生産に着手したとか、或ひはその他の價格について買主その他の支拂者が目的物の引渡を受けたとか、運送賃または加工賃につき運送人または加工者が目的物の引渡を受けた、といふやうに外的にも契約の存在が明らかであるものだけは例外的に認めることにしよう、かういふところが妥協してあるわけでありませう。

それから保管料、損害保険料、賃貸料の支拂が滞つてゐる場合も例外になりませうが、これはかうしない受領者の正當な權利を擁護することが出來ず、かへつて不當なる支拂者に利益を與へるやうな結果になるので、除外したわけでありませう。

▼九・一八價格はどうして決まるか？▲

ではこの九月十八日(指定期日)の物價とはどの値段を指すのか、どうして決めるのかといふと、これは價格等の受領者についての額によつて受領者別に定まることになつてゐます(第二條第二項)。

即ち先づ第一は、價格等の受領者、即ち賣買契約を想定致しますと賣主について、價格によつて定めるのであります。買主の方の額では定めません。従つて賣主甲がある品物をABCの三人にそれぞれ、十圓、十一圓、十二圓で賣つた場合、それから乙がADEにそれぞれ、九圓、十圓、十一圓で賣つた場合は、甲はABCに

外すると同一主旨で例外承認を行ふ。従つて内地價格に拘束される懸念は解消した譯である。

物價統制の總親和協力會議設置近し

物價統制の勵行に當り國民の積極的協力を永むるための機關として物價統制協力會議を設置するの要ある旨は曾つて中央物價委員會々長より答申されたが、その後これが實現を計るため農林、商工の兩省を中心として關係方面と協議中のところ精勵中央聯盟、中央農林協議會、經濟團體聯盟を中核として設置を進められぬことゝなつた。

○物價統制の勵行に當り國民の積極的協力を永むるための機關として物價統制協力會議を設置するの要ある旨は曾つて中央物價委員會々長より答申されたが、その後これが實現を計るため農林、商工の兩省を中心として關係方面と協議中のところ精勵中央聯盟、中央農林協議會、經濟團體聯盟を中核として設置を進められぬことゝなつた。

物價局機構擴充

商工省物價局では局内機構の整備をなしその陣容を強化すべく着々準備を進めてゐたが右に要する經費九萬一千圓を本年十一月より明年二月迄の第二豫備金支出方につき御裁可を經たので愈々新陣容を擁して九・一八價格に釘付の諸重要物資の價格公定、協定價格の承認などを矢繼早に斷行して戰時適正價格を訂正に邁進することゝなつた。

對してはそれ〴〵十圓、十一圓、十二圓、乙はA D Eに對してそれ〴〵九圓、十圓、十一圓で針付けにされるのであつて、價格等の支拂者(即ち買主)例へばAの價格である十圓とか九圓とかを標準として決めるのではありません。

そして契約がある場合にはその契約額が九・一八價格となります。この「契約」といふのは指定期日になした契約であつて、指定期日前になし契約でたまたま指定期日に履行したもの、或ひは指定期日後に履行さるべき契約即ち指定期日を跨いだ契約等を指すものではありません。指定期日に契約をして即時履行されたもの、又は指定期日に契約をして代金を支拂つたもの若くは目的物の引渡をしたものかういふものを標準とするのであります。

それから同じ事情の下において數種の契約額があつた場合は、その最高額によるといふことになつて居ります。これは非常に注意を要する規定であります。同一人の賣價にしても、販賣條件その他の如何によつて多種多様であるのは經濟上の原則でありまして、卸小賣で値が違ひ、現金賣と掛賣で値が違ひ、相手方の信用の厚薄によつても差異のあるのは當然で、その差異のあるまゝ釘付けされるといふのが法の精神であります。しかしながら實際問題としては、特に小賣などによくありますが、近所の人だから安く賣るとか、或ひは親戚のものだからちよつと引くまいふやうなことが往々にしてあります。さういふ場合は經濟上の原則に戻つて一番高い額によるといふ意味であります。

經濟上當然あるべき差異はそのまゝ釘付けにするといふ趣旨ですから、むやみに「同じ事情の下」といふので、すべての經濟上の差異を無視して最高額にもつてゆくまいふことは法の許さないところと考へます。前の例について申し上げます。

ミ、甲の場合A B Cが事情を異にするときはそれ〴〵十圓、十一圓、十二圓で釘付けされますが、もし同じ事情の下において偶然十圓、十一圓、十二圓、といふやうな開きをもつて賣つてゐたならば、それは十二圓までは賣つてもよい。逆にいへばAとかBは十圓とか十一圓といふ價格を主張することは出来ない。さういふ意味であります。それから受領者別に定まるといふのは前の場合に於て甲が十二圓で決り乙が同様十一圓で決まれば同じ品物でも甲は十二圓乙は十一圓と異つた價格で決まるといふことであります。

次はたまたま指定期日に爲した契約がなかつた場合は契約を爲したるべき額とすることになつてゐます。「偶々指定期日に爲した契約がなかつた場合」といふのは賣主もゐるし賣るべき物品もあつたがたまたま指定期日に賣買がなかつた。即ちたくさんの商品を列べておいたがその一部分については賣買がなかつた。或ひはその當日ちよつと休業したため賣買がなかつたといふやうな場合をいふのであつて「契約を爲したるべき額」といふのは賣買についていへば、顧客があれば賣つたであらうといふ額、休業して居らなかつたならば賣つたであらうといふ額であつて、これは表示價格その他によつて決定すべきものであります。

たゞこゝに注意しなくてはならないのは、定價、正札の類は、正當なものであれば勿論「賣りたるべき額」に該當するわけでありませんが、定價、正札が全くノミナル(有名無實)なもので常に割引して居つたかいかいふやうな場合は割引、歩戻した額をもつて賣りたるべき額とするわけです。結局定價、正札の類は「賣りたるべき額」を推測し得る材料にすぎないといふことになります。

▼九月十八日に額のない場合▲

この統制令では、指定期日における額といふものがないものはないといふ建前をとつて居るのであります。したがつていままでに述べた方法で指定期日における額がない場合は、閣令ですべて規定するといふことになつて居るわけでありませうして閣令では第三條第一項に第一號、第二號、第三號と致しまして、まづ第一號は季節品、第二號新製品、第三號は前二號以外のすべてのもの、かういふ場合に分けましてすべて、指定期日における額といふものを法律上きちんと定めて居るわけでありませう。

季節品については「最近の季節の市場價格又は之に準ずるものに一般物價の變動を參酌したもの」を額とします。季節品とは、一年のうち或る季節だけ市場に出現して他の季節においては消滅するものであります。「最近の季節」といふのはラスト・シーズンといふ意味であつて、夏と冬出るものだつたら九月十八日に接近

する最近の季節といふのは本年の夏、といふ意味であります。もし冬だけしか出ないものであれば去年の冬の値段、といふ趣旨です。季節品についてはさういふものの市場價格またはこれに準ずるものに、九月十八日までにおける一般物價の變動を考慮して、それを加減した額をもつて定めるといふことになつて居ります。「一般物價」といふのは小賣については小賣物價であり、卸については卸賣物價であることはいふまでもありません。

第二に新製品については「之に類似する物の指定期日に於ける市場價格又は之に準ずるものに付き原價の差異を參酌したもの」が額となります。新製品といふのは勿論新らしく製作された物を指すわけですが昔あつて九・一八前後にはなく今日再び世の中に出て來たといふやうなものもこゝにはゆる新製品と解すべきものと考へます。

第一、第二以外のものに付いては「指定期日に於ける市場價格又は之に準ずるもの」が額となります。これは大體において新規に開業する者の價格とか、或ひは既に營業してゐる者が初めて取扱ふ物品についての價格の定め方であります。

この第一、第二、三によつて指定期日における額といふものは法律上きちんと定まるわけでありませうが、當業者或ひはその他の者において右の價格が不安心であるといふやうな場合は、地方長官または主務大臣の指定する法人もしくは團體が申請によつてその額を指示することが出来るやうになつて居ります(閣令第

三條第二項。

そこで指示の効力ではありますが、これについては、別に規定がありませんので法律上指定期日における額になるわけではなく、一應安心を與へるといふ程度の効果しかないのであります。然し乍ら大體において公の團體とか或ひは官廳の指示した額といふものは先づまちがひのないところでありますから、かういふものは各方面ともなるべく尊重する、といふことになると思ひます。

▼九・一八價格の凹凸はどうするか ▲

・商工農業者等の組合その他これに準ずるものが閣令の第四條、第五條、第七條等の規定に基づいて指定期日の額に代る額を定めて行政官廳の認可を受けた場合は、その組合その他これに準ずるもの及びその構成員についてはその額をもつて指定期日における額と看做す(第三條第一項)といふことになつて居りますが、これは大體一般的に引上を禁止して九月十八日の價格に釘付け致しますと、ちやうど活動寫眞を止めた時のやうなもので、非常に凹凸がある。或る人は非常に高いところで止つてゐる。或る人は非常に低いところで止つてゐる。さうして當業者の方でも賣買に非常に不便であるし、取締の方からいつても頗る不便でありますから、これは兩方の便宜といふことを考へて、是非とも價格の協定をして平均化し、それを指定期日の額とする必要があります。勿論これは九月十八日の額を大

體確認する考へでありますので、平均價格のところへもつてゆくべき性質のものといふ風に考へて居ります。指定期日における額の不揃ひを齊整せしめるといふ點に、この條文が働くわけでありませぬ。

この「組合又は之に準ずるもの」といふのは、商工省關係では商業組合、工業組合或ひは同業組合、輸入組合、輸出組合、その他各種のカルテル團體、さういふやうなものを豫想して居りますが、なほ今回は純然たる申合團體、商工會とか商榮會といふやうな價格協定の團體等をも廣く認めたいと考へて居ります。

尙ほこの協定價格については、ちやうど工業組合法や重要産業統制法における統制命令と同様に、**地區内のいはゆるアウトサイダーにも適用する場合が有ります(第三條第二項)**。これは當然のことで、圓滿にこの協定價格を實行して行くためには絶對的に必要であらうと思ひます。

▼不當に高い九・一八價格はどうするか ▲

九月十八日ですべての價格等をストップしますと、どうしても業者または業種によつて著るしく不揃ひになります。特に同じ業種を營んで居る者でも、人によつて非常な差異がある場合には、どうしてもその著るしいもだけは引下げるといふ處置が必要なわけがあります。本來さういふやうな場合においては早く公定價格を定むべきであります。それは理論であつて、實際問題としてはやはり何と

かそれを匡正し、公定価格設定までのつなぎにすることが必要です。そこで指定期日に於ける額が著るしく不償と認められるときには行政官廳はその額を引下げることが出来るのであります(第四條)。どういふ工合にするかといふことは閣令の第九條に書いてあります。

▼ オール・ストップの除外例 ▲

大體これまでのところはオール・ストップに關するところですが、この一般的引上停止の除外例があります(第五條)。

その第一は有價證券の價格及び賃貸料です。何故之を一般的引上停止の例外にするかといふは、有價證券といふものは既にその騰落は會社利益配當制限令その他によつて織込み済みでありますので今後著るしく騰貴することは先づないでせうし、之に對し干渉することはかへつて證券市場その他に悪影響を及ぼすものと認めて、除外したわけであります。又有價證券の賃貸料を除外した理由は、有價證券の賃貸料といふものは經濟上の性質は大體利子に相當するものでありますし利子に對しては今回何等の處置を講じないので、釣合上除外したわけであります。それから土地および建物の價格も除外されます。その理由は、土地および建物はさう毎日々々賣買されるものではありませんし、非常に個性の強いもので九月十八日における價格の決定が甚だしく困難であります。さういふものは九月十

八日の價格でストップするといふことが意味をなさない場合が多いので除いたわけであります。

其他閣令で定めたものも除外されます。之は閣令第十條に第一號から第六號まで列擧してあります。

以上をオール・ストップから除外するのですが、これは價格の公定をしない、といふ意味ではありません。オール・ストップから除外する、價格の公定もしない、といふのは有價證券の價格および賃貸料だけで、その他のものは價格公定はなし得るやうになつてゐます。

▼ 他の法令と九・一八價格との關係 ▲

他の法令で價格等の額を定めてゐるものはその法令で定まつた額を超過するとは出来ないことになつてゐます(第六條)。「他の法令」とは何を指すかについては閣令の第十一條に澤山の法令が列擧してありますが、これ等の法令は既に平時より價格統制といふことを若干頭に置いて出来てゐる法律でありますさうすればさういふ法律によつて價格の統制をするといふことはやはりその必要があるので、この統制令にわざわざみな乗り移らせる必要はないのであります。

たゞ問題となりますのは、これ等の法律は大體平時の立法でありまして、罰則が輕きに失して居ますので、さういふ平時から價格統制をして居るものの方が寧

る刑罰が軽く、總動員体制になつてから初めて價格統制をするものの方が處分が重くなつては不均衡でありますので、少くとも罰則に關する限りにおいては、平時の立法に依つて規正されるものと今回新たなる立法によつて支配されるものとの間の權衡をこらうといふので、その罰則を援用する意味で第六條の規定があるのであります。したがつて閣令の第十一條にあるいろ／＼な法令にそれ／＼價格の規定がありますが、それに違反した場合は即ち價格等統制令違反になつて、國家總動員法の罰則を適用される、といふことにならるのであります。

▼ 公定價格との關係 ▲

今回のオール・ストップは公定價格を設定するまでの應急處置ですが、公定價格が出来たらどうなるかといふことは第七條に書いてあります。即ち公定價格を設定すれば第二條乃至第四條の規定に拘らず九・一八物價(停止價格)の方は引込んで、この公定價格によつて支配される、といふことになります。第七條に「價格等の額を指定する」とあるのが公定價格設定のことです。

▼ 脱法行爲は如何に防ぐか？ ▲

物の價格は制限しても、例へば今まで半期々に拂つて居つたといふやふなものを現金拂にされますと價格等の支拂者にとつては不利益になります。それから

また今まで賣主の方が持込んで呉れたものを店頭賣に直してしまつたといふやうな場合も考へられますがこんな支拂條件や引渡條件の変更などといふいはゆる脱法行爲があつては何にもならないので、第八條支拂條件、引渡條件その他の契約條件の変更で支拂者に不利益となるものはいけないことになつてゐます。

もしそれを敢へてするとそれは價格等の引上と見なされることになり、第二條とか第七條の「額を超えて」にひつかゝりまして、第二條又は第七條の違反として處分を受ける、といふことになります。

第二條、第六條、第七條或ひは第八條で大體の脱法行爲は取締れるわけですが、まだ詳細に研究しますと抱合賣買をするとか、規格を若干おとすとか或ひはまた買戻約款を付けるといふやうな巧妙な方法、またこれから續々といふいろいろな脱法行爲が案出されるでせう。それ等をすべて抱括して禁止するといふ意味で何等の名義を以てしても以上の規定(二條、六條、七條)による禁止を免れる行爲をなすことを得ないことになつて居ります(第九條)。

▼ 統制令の適用を受けないもの ▲

本統制令を適用しないものは第十二條に列挙してあります。第一に取引所または米穀市場における賣買を除外しましたのは、取引所や米穀市場における賣買取引についてはそれ／＼取引所法なり米穀配給統制法なりの強力なる監督法規があ



りますので、この統制令から除いても一向差支へありませんし、大體限られた場所のものですから一般物價に影響することはまづなからうといふ考へから出たわけであります。

第二に關東州、滿洲及び支那以外の地域即ち第三國と本令施行地との間における輸出入取引の價格及び兩地域間における運送の運送賃を除外致しましたのは、大體輸出に關しては外貨獲得になりますし、輸入に關しては現在外貨爲替管理法その他において必要物資の輸入に限られて居りますから、かういふやうなものは制限する必要がないので除いたわけであります。

第三の其他閣令を以て定むるものといふのは閣令の第十五條に列舉してあります。

▼一般消費者は罰せられない▲

この價格等統制令では價格等の支拂者即ち賣買でいへば買主をも罰することになつて居ることは前に申上げた通りであります。一般の消費者は買主になつても賣主になつても罰せられることはないであります。それが第十三條に書いてあるわけですが、茲に注意しなければならぬことは、一般消費者であつても營利を目的とする場合は罰せられるのであります。例へば轉賣して儲ける積りで買込むといつたやうな場合は處罰されるのであります。

昭和十四年十一月二十日 印刷
昭和十四年十一月二十五日 發行

著者兼 發行者 二之宮 義雄
名古屋市中西區大池町四丁目一番地
名古屋商工會 事務所

印刷者 成瀬 義一
名古屋市西區津島町四丁目六番地
アキナイグラフ印刷部

